

**社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業補助金 変更承認申請について**

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会から補助金交付決定通知書を受領後、新たな対象職員を追加される場合、または支給する手当額等を増（減）額される場合



できるだけ速やかに、補助金交付決定内容変更承認申請書類の提出が必要となります。

**1 申請書類提出先**

下記申請先までご持参いただくか、郵送での提出をお願いいたします。

なお、郵送される場合は、提出書類に個人情報が多く含まれますので、恐れ入りますが書留又は特定記録郵便にてお送り願います。

〔持参される場合の受付時間〕

月曜日から金曜日の8時45分～17時30分（祝日、年末年始を除く。）

**2 必要書類**

- (1) 「社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業補助金 変更承認申請時必要書類一覧」（以下、「変更申請必要書類一覧」という。）をご覧ください、必要書類をご準備ください。  
※ 書類に不備・不足等がある場合は、受け付けできませんので、提出される際は再度ご確認をお願いいたします。  
※ 書類提出時には、「変更申請必要書類一覧」も併せて提出願います。
- (2) 「変更申請必要書類一覧」記載の書類を書き損じた場合は、誤りの部分を二重線で訂正してください。  
※ 修正液は使用しないでください。修正液を使用した書類は受け付けすることができません。
- (3) 「変更申請必要書類一覧」記載の1、4、6の書類（雇用契約書等、職員名簿等、就業規則等の写し）については、原本証明を行ってください。公印の押印は不要です。

【原本証明例】

この写しは原本と相違ありません。

社会福祉法人〇〇〇〇〇〇  
理事長 □□ □□

**3 報告・確認等**

申請に係る審査時等において、本会が必要であると認めた場合には、貴法人に対して報告を求めたり、個別に確認をさせていただいたりする場合がありますので、その際にご協力をよろしくお願いいたします。

**【お問い合わせ・申請先】**

社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉人材センター

〔住所〕〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内

〔TEL〕078-271-3881 〔FAX〕078-271-3882